

役員報酬申合せ

2001年7月3日理事会承認

2002年12月10日理事会一部変更

2008年6月10日理事会一部変更

(目的)

第1条 この申合せは、社団法人 日本機械学会（以下本会という）の役員（理事・監事・評議員）の報酬について定める。

(対象)

第2条 本会役員は報酬を支給しない。ただし常勤理事としての業務に携わる者を除く。

(報酬の意義)

第3条 この申合せにおける報酬とは、本会が役員の内、常勤理事に対しての対価として支払うものをいう。

(報酬の種類)

第4条 常勤理事報酬は、年俸制による月額報酬とする。

2. この月額報酬は、筆頭副会長及び副会長の意を受けて会長が定める。

3. 使用人（事務局職員）兼常勤理事の報酬は、その兼務の状況によって常勤理事報酬と使用人給与に区分して支給する。但し、特に区分の必要がないと認められるときは、常勤理事報酬または使用人給与のみ支給する。

(通勤手当の取扱い)

第5条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じて支給する。

(退職手当金)

第6条 常勤理事には、退職手当金は支給しない。但し使用人（事務局職員）兼常勤理事の退職手当金は、その職員としての勤務期間に応じ、就業規則に基づき支給する。

(報酬の支払と控除)

第7条 報酬は職員給与の支給日に支給する。

2. 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申出のあった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3. 月の途中で常勤理事に就任したとき、または月の途中で常勤理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行なうものとする。

(補則)

第8条 この申合せに定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

(附則)

2001年9月1日施行

2003年4月1日変更施行

2008年6月10日変更施行